

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事務処理体制の概要 事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課（<u>資料総括課を含む。</u>）、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 回答及び公表 (1) 回答 実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。 なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 事務処理体制の概要 事前照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 署又は局の部署で受け付けた事前照会は、局の審理課（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課</u>をいう。以下同じ。）で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（以下「主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>3～5 （同左）</p> <p>6 回答及び公表 (1) 回答 実質審査を了した場合には、関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイからハにより処理する。 なお、文書回答は局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>7 （同左）</p>

改正後	改正前
別紙 1・2 (略)	別紙 1・2 (同左)



改正後

【検討内容】

改正前

【検討内容】

改正後	改正前
別紙3付表～別紙8 (略)	別紙3付表～別紙8 (同左)